

○村山市ふるさとづくり基金条例

(平成 20 年 9 月 29 日条例第 26 号)

(設置)

第 1 条 ふるさと寄附金制度に基づく寄附金を主たる財源として、寄附者の村山市への思いを具現化することによって、個性豊かなふるさとのまちづくりを推進するため、村山市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、ふるさと寄附金として寄附された額を含め、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分及び公表)

第 5 条 基金は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 子育て支援事業
- (2) 福祉サービス向上事業
- (3) 生涯学習・文化振興事業(図書購入費を含む。)
- (4) 観光・交流事業
- (5) 市民活動推進事業
- (6) 環境保全事業
- (7) その他市長が必要と認めた事業

2 前項の規定により行った処分の状況については、公表するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(村山市文化振興基金条例の廃止)

2 村山市文化振興基金条例(平成 14 年村山市条例第 21 号)は、廃止する。

(村山市地域振興基金条例の廃止)

3 村山市地域振興基金条例（平成2年村山市条例第5号）は、廃止する。